

私立幼稚園・認定こども園に係る 利用者負担について

平成26年8月28日

私立幼稚園・認定こども園に係る現行の納付金から新制度の利用者負担への移行

【教育標準時間認定の子ども】

新制度では、市町村の定める**基本負担額**(国基準(上限)の範囲内で世帯所得等に応じて定める)を毎月徴収する。

現在の納付金(名目のいかんを問わず、園則に定めて全園児から徴収する全ての納付金。新制度で実費に移行する予定のものは除く。)の水準が全国平均(園児1人当たり年308,400円、月25,700円)を上回っている場合など、公定価格で賄えない費用があるときは、教育・保育の質向上の対価として**特定負担額**を定めて徴収することが可能(いわゆる「上乘せ徴収」)。

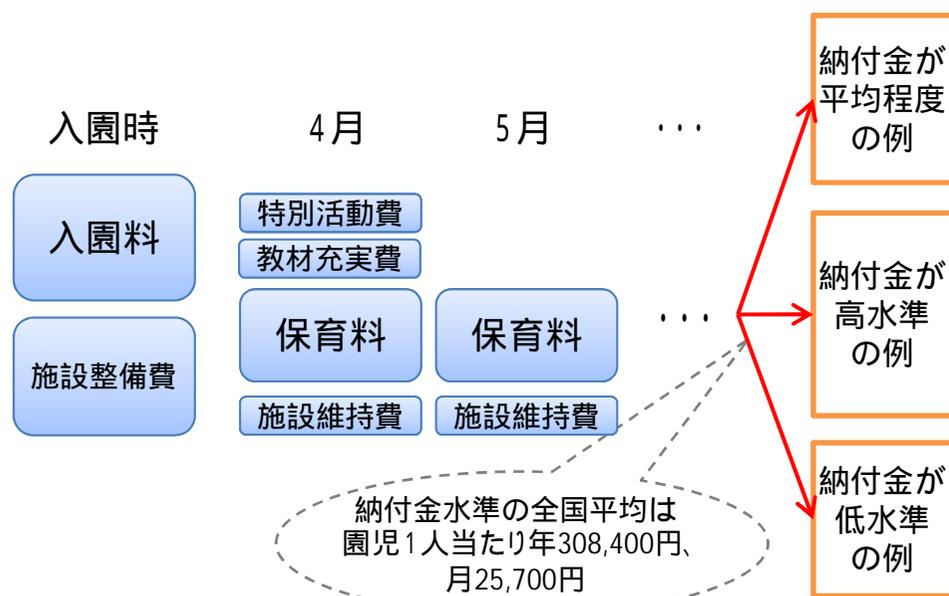
逆に、下回っている場合には、**経過措置**の適用により、在園児については、基本負担額に代えて現在の低額の納付金水準を継続可能。新規入園児については、経過措置の対象とするかどうか現在検討中。

【新制度移行時点で保育時間認定となる子ども】

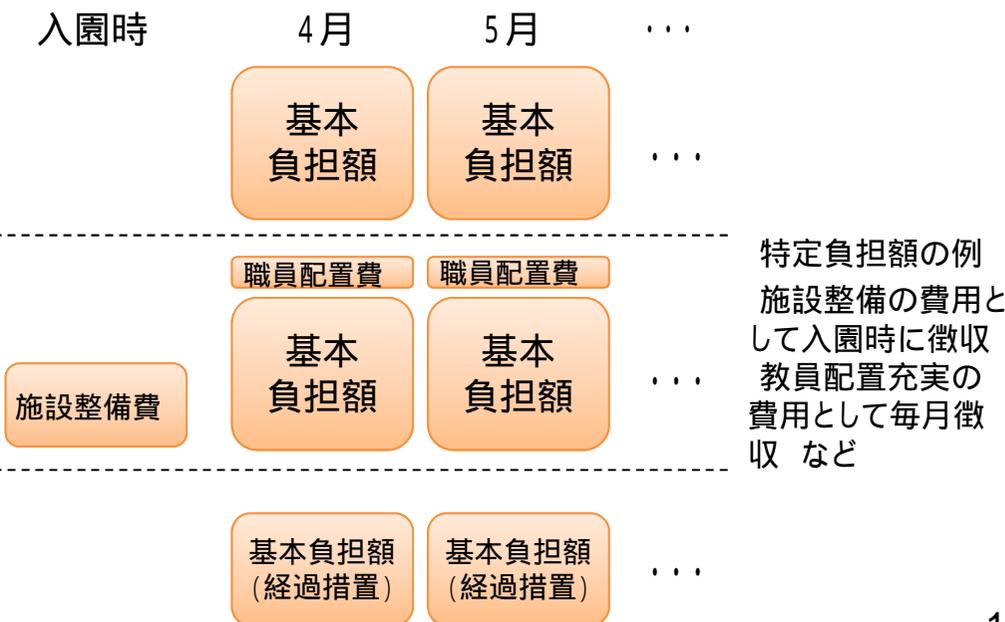
基本負担額(保育認定)を毎月徴収。公定価格(保育認定)で賄えない費用があるときは、特定負担額を徴収が可能。

現行の保育料等(預かり保育の利用料を含む)が基本負担額を下回っている場合には、在園児については、経過措置の適用が可能。

現在の納付金の徴収フロー



新制度での利用者負担の徴収フロー



私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方

【ケース1】現行の納付金水準が全国平均よりも高い場合

施設別に教育・保育の質向上の対価として定める**特定負担額**(いわゆる「上乘せ徴収」)は、各施設の経営判断により実施するものであり、市町村への事前の協議や承認を要しない。

その際、市町村の**基本負担額**の決定を待つ必要はなく、

教育・保育に要する費用水準(現在の総運営費)を確保する(私学助成の一般補助との比較を前提)

現行の納付金水準からの保護者負担増を避ける(就園奨励補助前の納付金と国基準の利用者負担額による算定を前提)

等の考え方から、各施設において**特定負担額**の具体的な額を設定することが考えられる。

秋の募集時点では、国基準を前提とした基本負担額(市町村の案が示されていればその額)と特定負担額の案を示し、最終的には市町村の決定により負担内容が決まる旨を示すことで、施設としての説明責任は十分に果たされると考えられる。

留意点

- (1) 現在は納付金の設定全体が各施設に委ねられているが、新制度では特定負担額の設定やその額などについて経営判断を行うことになる。
- (2) 基本負担額は国基準(上限)の範囲内で市町村が定める仕組みであるので、国基準と異なる額が定められた場合、現在のイメージ額よりも保護者の負担軽減が図られることはあっても負担が増加するものではない。同様に、国基準についても、現在のイメージ額よりも高い額で決定されることはないように調整を進める意向であり、負担増となることは想定していない。
- (3) 公定価格による収入は、市町村の基本負担額が国基準と異なる場合でも、市町村の基本負担額の水準にかかわらず同額となるよう市町村が施設型給付費を増額させることとなるため、施設の運営費収入が減少するものではない。
- (4) 在園児の既納の入園料等と新制度の利用者負担(基本負担額及び特定負担額)とで重複することとなる分については、特定負担額を新たに徴収しない、又はその一部を返還(相殺)することが適当。

私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方

【ケース2】現行の納付金水準が全国平均よりも低い場合

現在の納付金水準が低い場合には、基本負担額の国基準(上限)は納付金水準の全国平均をもとにしているため、高所得世帯(国基準の第 階層など)で保護者の負担増となる。

このため、在園児については、各施設の判断により、現在の納付金水準に基づく低い利用者負担を設定できる経過措置を設ける予定であり、当該経過措置により保護者の負担増を回避することも考えられる。

なお、新規入園児については、引き続き低い利用者負担設定を認める経過措置の適用対象とするかどうかかが子ども・子育て会議で議論されているところ。

秋募集時点では、経過措置が認められれば低い利用者負担設定とする方向であるかどうかなど、大まかな方針を示しておくことが必要と考えられる(経過措置が認められなければ市町村の定める基本負担額になる)。

留意点

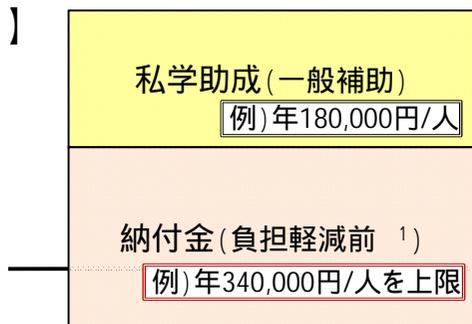
- (1) 経過措置を適用せず市町村の定める基本負担額とする場合でも、国基準(上限)の範囲内で市町村が定める仕組みであるので、国基準と異なる額が定められた場合には、実際の負担増は少なくなる(基本負担額が低廉に設定されれば、現在よりも負担軽減が図られる可能性もある)。
- (2) 経過措置を適用する場合でも、公定価格(給付費)自体は下げない整理であり、低所得世帯では公定価格どおりの収入となるが、高所得世帯では本来の基本負担額と経過措置の差額分だけ収入が公定価格を下回る(市町村の基本負担額が低廉に設定されれば、公定価格に近づく)。
- (3) 在園児の既納の入園料等と新制度の利用者負担(基本負担額)とで重複することとなる分については、その一部を返還(相殺)することが適当。

私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方

現行

新制度 (市町村の基本負担額が国基準と同額の場合の例)

【ケース1】

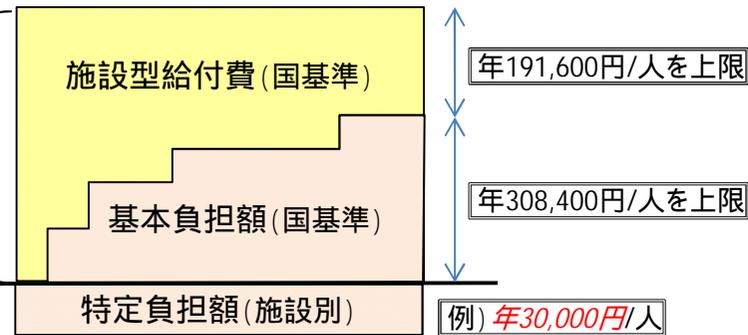


総運営費収入 52万円
総保護者負担 34万円上限

公定価格
例) 年500,000円/人

(考え方の一例)

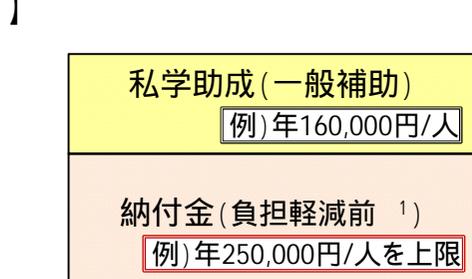
—現在以上が望ましい→
—現在以下が望ましい→



総運営費収入 53万円
総保護者負担 33.8万円上限

保護者負担

【ケース2】

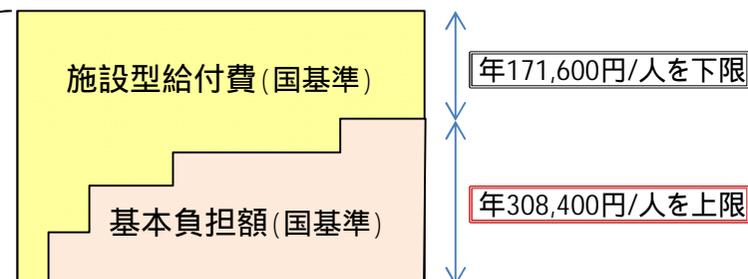


総運営費 41万円
総保護者負担25万円上限

公定価格
例) 年480,000円/人

(考え方の一例)

—現在以上が望ましい→
—現在以下が望ましい→



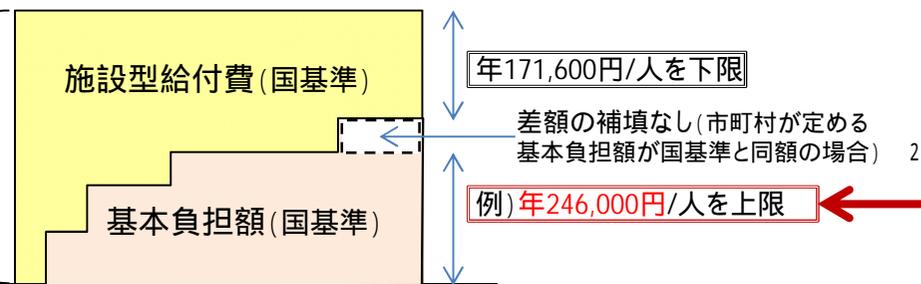
総運営費収入 48万円
総保護者負担 30.8万円上限

現在の保護者負担の水準を
継続する場合(経過措置)

公定価格
例) 年480,000円/人

(考え方の一例)

—現在以上が望ましい→
—現在以下が望ましい→



総運営費収入 41.8万円下限² ~ 48万円
総保護者負担 24.6万円上限

差額の補填なし(市町村が定める
基本負担額が国基準と同額の場合)²

1 所得に応じ、就園奨励費が保護者に支給され、実質負担は軽減される。

2 市町村の基本負担額が国基準よりも低廉に設定されれば、収入は公定価格に近づく。

実費徴収に関する留意事項

実費徴収の対象は以下のとおり。

- 1 教材、学用品、制服、アルバム等
- 2 特別行事、園外活動等
- 3 1号認定子どもの給食(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)、2号認定子どもの主食
- 4 スクールバス(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)
- 5 その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用(PTA会費等)

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意(書面同意は不要)を得る。

上記の対象の該当費目については、公定価格の設定に当たって、その全部又は一部を保護者の負担に求めることを前提としているものであるが、これらに該当する実費を徴収しなければならないものではなく、徴収の要否や額の設定は、各施設の判断である。

実費徴収は、給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税の方向で政府内で検討中。

実費徴収は、園則に記載する必要はない。

(参考)給食の実施に要する費用に関する整理

【基本的な考え方】

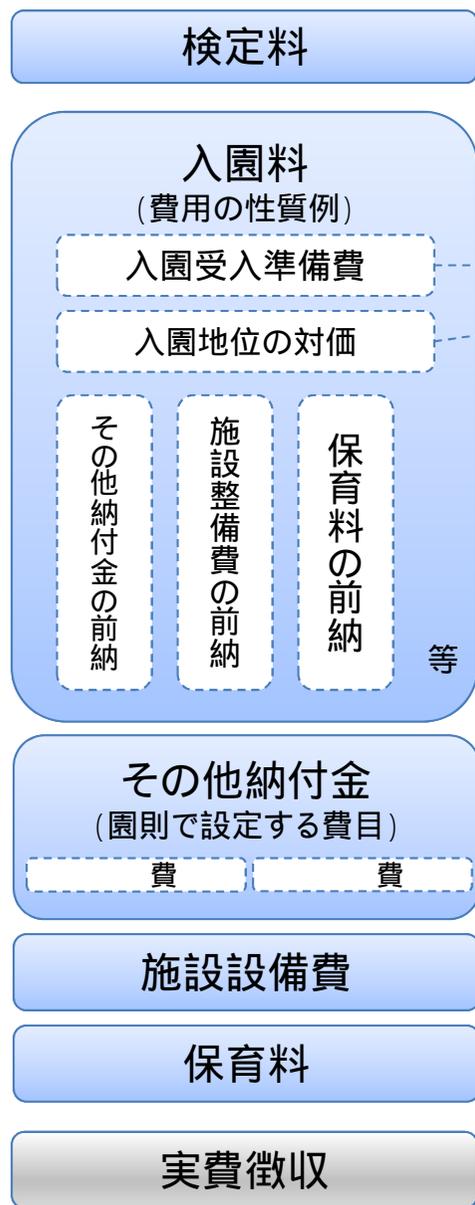
- ・ 公定価格では、調理員の人件費、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食の材料費を積算。
- ・ 市町村の定める基本負担額には、生活保護世帯を除き、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食材料費を含めており、これらの材料費を重複して徴収することは不可。公定価格に含まれない2号子どもの主食材料費は、実費徴収が基本。
- ・ 1号子どもの給食費については、非常勤の調理員の人件費のみ公定価格に計上している(給食実施加算)。このため、不足分の人件費等は特定負担額として施設で徴収可能であり(上乘せ徴収)、給食材料費は実費徴収が基本。

【1号子どもに係る給食費の実際の徴収方法】

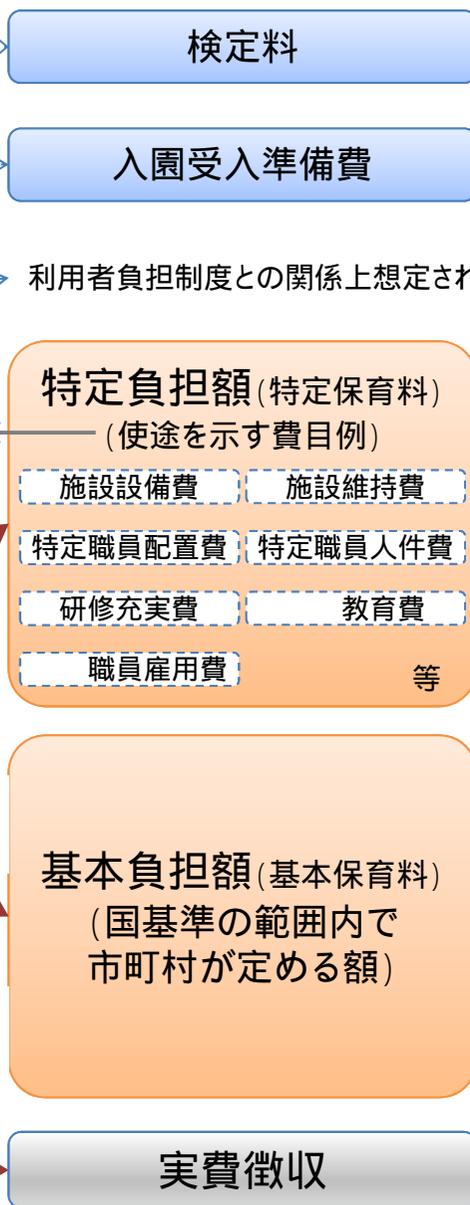
- ・ 施設型給付費には用途制限がある訳ではなく、また、外部委託する際など内訳が明記できない場合もある。また、施設にとっても保護者にとっても、給食に要する費用として一括して請求・支払を行う方が分かりやすい面もある。対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能。
- ・ 保育料に食育の観点から実施する給食に要する費用を含める場合があり、就園奨励費の対象経費でもある。特定負担額又は実費を徴収しないこととすることも可能。

納付金等の徴收費目の変更イメージ

【現行】



【新制度】



新制度の費用徴収は明確に分離

利用者負担制度との関係上想定されない

複数の費目とその合計額を示した形で入園料の名目で徴収する対応も可能。

上限外
(公定価格で賄えない費用)

年308,400円を上限

基本負担額・特定負担額へ移行するもの

実費徴収へ移行するもの

教育保育に要する費用(質向上の対価)

教育保育に通常要する費用(公定価格内)

通常必要な便宜に要する費用を含む

新制度の費用徴収ルール(運営基準)の対象外。民事・消費者契約として引き続き適切に運用。
 納付後の入園辞退時は返還不要。(辞退者からのみ手数料を徴収することも考えられる。)

募集時に説明
(額・用途・徴収時期)
 + 契約時に書面同意

左記のような適切な費目を設定して用途を説明。
 教育・保育に要する費用であるので、前納後の入園辞退時は原則返還が必要。

利用者負担制度に基づき当然に必要なとなるが、募集時にも可能な範囲で額を説明することが望ましく、教育・保育の提供開始時に正式な市町村の基本負担額を説明。

徴収前に説明 + 同意

利用者負担に関する関係条文

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

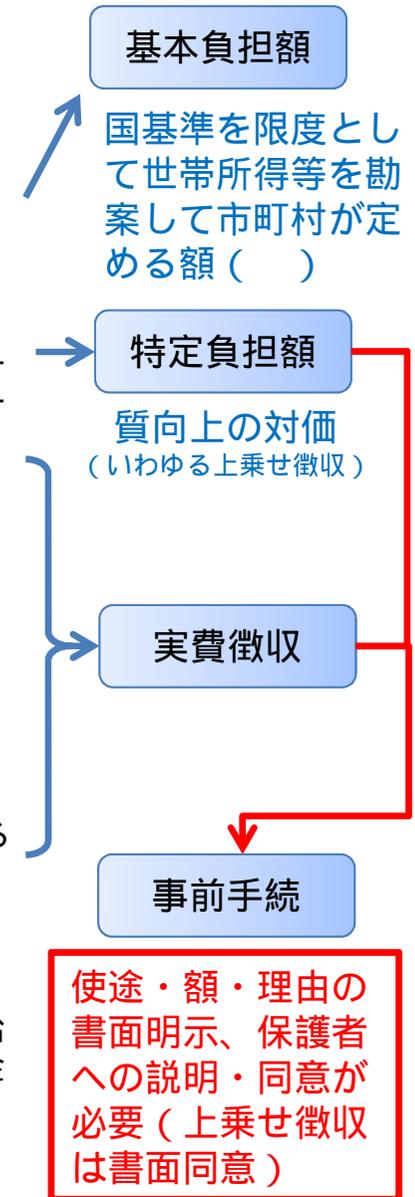
(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額...（中略）...の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

低額の保育料の取扱い

新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。



利用者負担に関するFAQ(よくある質問)

自治体向けFAQ(平成26年8月)【第2版】
事業者向けFAQ(平成26年7月)【第3版】より

番号	事項	問	答	備考
1	園児募集時の利用者負担額の取扱い	園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。	利用者負担額(保育料等)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。	自治体FAQ【利用者負担額】
2	私立幼稚園の利用者負担	私立幼稚園の利用者負担は、どうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。	<p>新制度における利用者負担は、国で定める基準を限度として、各市町村が定めることとしており、同一市町村内で教育標準時間認定を受けて私立幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となります。</p> <p>具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均(私立幼稚園は年額308,000円、月当たり25,700円)と就園奨励事業の国の補助基準(保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定)を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。</p> <p>国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実費負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。</p> <p>なお、地域的には、全国平均よりも低額な保育料を設定しているケースも想定されることから、新制度に移行した際、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p> <p>また、各私立幼稚園では、現行制度ベースの「実費負担額」の水準(各市町村が定める額が決まっている場合は当該市町村が定める額)を前提として、公定価格では賄うことができない費用等がある場合には、その額や徴収方法などを検討し、園児募集の際に保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなります。(新制度での上乗せ徴収は、理由の開示と保護者への説明・同意が条件)。</p>	事業者向けFAQ【幼稚園に関すること】

番号	事項	問	答	備考
3	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	<p>入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、教育・保育の対価としての性質 入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質 の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)</p> <p>このうちについては、上乗せ徴収として一定の要件の下で徴収することが可能であり、上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>上記の に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適切と考えられます。</p> <p>なお、利用者負担及び上乗せ徴収については、学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第7号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、利用者負担については、「所得に応じて市町村が定める額を毎月徴収する」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収については、これまでの各種納付金と同様に記載することが考えられます。また、実費徴収については、一律に学則(園則)に記載する必要はありません。</p>	自治体FAQ【利用者負担額】

番号	事項	問	答	備考
4	入園料	<p>入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。</p>	<p>既に入園した子どもについて徴収済みの納付金は、新制度に基づく規制の対象となるものではなく、施設と保護者との民民契約に基づくものであり、両者の間で相談・協議のうえ、その取扱いを決めることが適当と考えられます。</p> <p>新制度に移行して以後徴収する納付金については、既に入園している園児も含めて、同じルールや金額で徴収することが基本と考えますが、保護者の同意が得られることを前提に、合理的な説明がつけば、園児により額を変えることもあり得ると考えます。また、既に一括で徴収している子については改めての上乗せ徴収の負担は不要とする運用や、一旦清算した上で、徴収し直す方法もあると考えられます。最終的には施設と保護者との民民契約であり、確認基準に違反しない範囲内で、各幼稚園が判断することとなります。</p>	自治体FAQ【利用者負担額】
5	上乗せ徴収、実費徴収	<p>上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。</p>	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくこととなります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>	自治体FAQ【利用者負担額】

番号	事項	問	答	備考
6	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。	自治体FAQ 【利用者負担額】
7	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。	市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園(認定こども園を含む。以下同じ。)については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。 私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。	自治体FAQ 【利用者負担額】
8	給食費の徴収方法	教育標準時間認定の子どもに係る給食費を利用者負担額に含めて徴収することは可能ですか。	給食費は実費徴収として徴収することが可能です(徴収するかどうかは各施設・事業者の判断です。)。なお、実費徴収については、費用徴収に関するルールに従って、事前説明・同意が必要です。また、同一学年の在園児全員から一律に徴収し、在園児全員に対する食育の推進の観点から教育上必要なものとして徴収する場合には、現在の就園奨励費補助の取扱いと同様に、給食費を利用者負担額に含めて徴収することが可能です。	自治体FAQ 【利用者負担額】
9	公定価格との関係	公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得るとのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わりますか。	利用者負担額については、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。	自治体FAQ 【利用者負担額】

番号	事項	問	答	備考
10	利用者負担が徴収不能の場合	<p>幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。</p>	<p>幼稚園及び認定こども園(私立保育所から移行したものを含む)は、市町村が定める利用者負担額を保護者から徴収するとともに、施設型給付費として、公定価格から利用者負担額を控除した額が支給されます(通常は施設が市町村から法定代理受領)。この場合の利用者負担額は、実際に徴収できた額ではなく、徴収すべき額となるため、徴収できなかったことに伴う減収分を公費で補填する仕組みではありません。</p> <p>したがって、利用者負担の未納が生じた場合は、施設と保護者間の契約に基づき、まずは施設において適切に保護者に対して支払請求等を行うことが必要です。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園については、その児童福祉施設としての位置づけにかんがみ、施設側で再三にわたり徴収に努めても支払に応じない保護者等については、法律上、市町村が施設に代わって納付請求を行うことができるという代行徴収の仕組みがあります(市町村が減収分を公費で補填するものではありません)。措置行政の受け皿ともなり得る施設全体として保育に支障が生じないよう、1号認定子どもも代行徴収の対象となります。</p> <p>悪質な滞納が続くなど一定の場合には、民事上必要な手続きが適切に行われることを前提に、これを退園理由として利用契約を解除することもあり得るものと考えます。ただし、代行徴収が可能な施設について市町村が適切に徴収している間に契約を解除することは想定されません。また、特に保育認定の子どもについては、市町村において、所得階層区分の変更、一般の保育所への転園等の措置を講じる対応が求められます。</p>	<p>事業者向けFAQ【幼稚園に関すること】</p>

私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置（案）について

平成26年7月31日子ども・子育て会議(第17回)・基準検討部会(第21回)配付資料より

1. 趣旨・概要

新制度の利用者負担については、所得に応じて市町村が定める額を徴収することとしており、これより安い利用者負担額の徴収を認めることは、低価格競争を通じて教育・保育の質の低下を招きかねないことから、認めないこととしている。(確認制度)

また、施設型給付については、各施設で実際に教育・保育の要した費用の額と給付額の基準(公定価格)額とを比較して、前者が安価な場合には、その分、施設型給付を下げることとしている。(公定価格)

一方、現在、私立幼稚園については、保育所と異なり、統一的な利用者負担額が設定されておらず、各施設の自由設定に委ねる仕組みとなっており、新制度における利用者負担に移行することで、現行の利用者負担額よりも負担増となる場合、保護者にとって不利益となり説明困難となり得ることから、私立幼稚園の新制度への移行の大きな障壁となる可能性がある。

このため、教育・保育の質の低下を招くことのないよう、一定の要件を課した上で、経過措置を講ずることとする。(施行後5年経過時点で、経過措置の存続を含め、検討することとしてはどうか。)

2. 対象施設

私立幼稚園(認定こども園を構成している私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の保育機能部分を含む。) であって、現在、適正に運営されている園としてはどうか。(要件としては、例えば、施設経営や職員の処遇等について、都道府県等からの指導等を受けていないことや、教諭等の職員に係る人件費について、適正な給与水準となっていることが考えられる)

法施行後に新たに確認を受ける施設も対象。ただし、法施行後に新設した私立幼稚園は対象外。

新制度移行前の保育料等の額が、新制度に基づく利用者負担額(国基準を限度として所得に応じて市町村が定める額)の最も高い額よりも低額又は低額と見込まれる私立幼稚園を対象としてはどうか。

3 . 対象者

2 . の施設等を利用する教育標準時間認定の子どもを対象としてはどうか。従来からの在園児に加え、当該園が新制度に移行した後に新たに入園する子どもに関する取り扱いについて、どのように考えるか。

また、幼保連携型認定こども園(年齢区分型の幼稚園部分)及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を現に利用する子どものうち、保育認定子どもとなる者についても、経過措置の対象としてはどうか。

4 . 経過措置の内容

上記2の対象施設は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額として**各施設が定める額**(現在の保育料、入園料及びその他納付金の水準を勘案して設定。保育認定子どもについては預かり保育に係る利用料を勘案)**を利用者負担額とすることができる**こととしてはどうか。(所得階層は市町村が定める所得階層を用いる)

新制度では、利用者負担を市町村が定める額よりも低額に設定した場合は、当該施設での教育・保育に要する費用が低額であるとして施設型給付費を減額することが原則であるが、この**特例対象となる施設については、給付費を下げない**こととしてはどうか。

経過措置による対応（基本的なイメージ例）

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ

